

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		専属薬剤師配置免除の許可
根拠条例・規則等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号） さいたま市医療法施行条例（平成24年12月27日条例第75号）
条 項		法第18条但書 規則第7条 条例第2条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	（1） 必要な事項が正確に記入されていること。 （2） 病院、診療所の標ぼうする診療科名、調剤数等を総合的に勘案して判断する。例えば、比較的調剤数が少なく、また、調剤の内容も単純なものが多い耳鼻いんこう科、眼科又は整形外科のみを標ぼうする医療機関であること。 （昭和24.9.2 医収第962号厚生省医務局長回答） （3） 必要に応じ非専属の薬剤師を勤務させること。なお、薬事法との関係から、非専属薬剤師として病院、診療所に勤務する者は、薬事法に規定する薬局の管理薬剤師ではないこと。（昭和29.4.5 医収第132号厚生省医務局長回答）
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	5日
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		